第104回知的財産問題研究会(IP部会)

テーマ『事例を踏まえた情報漏洩防止の実務対応』

日時:2024年7月5日(金)13:30~16:30

場所:アクトシティー浜松 研修交流センター51

講師: 弁理士・弁護士 濱野 敏彦(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー)

新日鉄によるPOSCOに対する訴訟を担当して得た知見や、大学時代、生成AIの中心技術の研究をしていた経験を踏まえ、これからの時代にあった実務的な対応について、説明頂いた。講義の内容は以下の通り。

- 1. 近時の情報漏洩事案の傾向
- 2. 報漏洩防止の基本とすべき考え方
- 3. データの法的性質(営業秘密、限定提供データ、個人情報、秘密情報等)
- 4. 営業秘密管理指針を踏まえた営業秘密の解説
- 5. 事例を踏まえた情報漏洩防止策のポイント

・情報セキュリティーと情報漏洩の防止

情報セキュリティーの3要素は、"機密性"、"完全性"、"可用性"とされているが、"機密性"と"可用性"のバランスが重要。"機密性"に重きをおくと、情報へのアクセスが難しく、違反事例が増えてしまう。そのため、ある程度、情報のアクセスや使用を認可し、従業員の情報の取り扱いをコントロールすることが重要である。

・秘密管理規定や退職者による情報漏洩の防止

退職者などの情報漏洩を防止するために重要なのは、従業員の"心理的障壁"をいかに上げるかが重要である。

また、多くの事件でポイントになるのが、"秘密管理性"である。秘密管理規定は、規定を厳しくしすぎず、従業員が守りやすい内容とすることが重要である。そこで、例えば、秘密情報の区別は、「"秘密"と付された情報」の1つに絞るとよい。複雑な区別を基に判断する必要がなく、規定を守りやすい仕組みとなる。

感想

情報漏洩を防止するためには、どのような考え方で会社の仕組みを構築すればよいか、実例を踏まえながら、わかりやすく解説頂いた。

以上

~代表委員~